

令和5年10月1日から



岡崎市からのお知らせ

事業所から出るごみをクリーンセンターに搬入する際の

ごみ処理手数料が変わります。

改定前

100円 / 10kg



改定後

200円 / 10kg

事業所のごみを出すときは



「事業所から出るごみ」と「家庭から出るごみ」は ルールが異なります。

※ 事業形態（法人、個人事業）や 事業規模の大小、営利目的の有無は問いません。



事業所から出るごみは 地域のごみステーションに出すことができません。

※ 必ず、一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託、または自らごみ処理施設に搬入してください。

委託業者を探すときは 裏面中段 をご参照ください。



事業所から出るごみは 産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた
20品目の廃棄物



産業廃棄物処理業者に収集運搬及び処分を
それぞれ委託し、適正に処理してください。

※ ビニール袋、発泡スチロール箱なども
産業廃棄物（廃プラスチック類）です。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、
産業廃棄物を除くもの



一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託、
または自らごみ処理施設に搬入してください。

※ 青色透明・青色半透明の袋に入れてください。



産業廃棄物は ごみ処理施設（クリーンセンター）に搬入できません。



事業所から出る古紙は ごみ処理施設（クリーンセンター）に搬入できません。

ごみ処理手数料改定の理由

岡崎市は以下の課題を抱えており、それらの課題を解決するためにごみ処理原価を基本として、近隣市との均衡を図ったごみ処理手数料に改定することとしました。

ごみ処理原価との乖離是正

県内自治体との均衡性確保

広域ごみ処理施設の建設

温室効果ガスの削減

すでに収集業者に処理委託している事業者の皆様へ

今回の改定内容を収集業者にご確認いただき、
ごみ処理に係る適正な料金負担についてご理解とご協力をお願いします。

事業系一般廃棄物を収集業者に委託して処理する際の費用の流れ

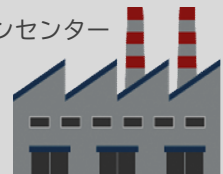
事業者



収集業者



クリーンセンター



処理委託料金
(事業者 → 収集業者)

ごみ処理手数料
(収集業者 → 岡崎市)

この料金を改定

事業系ごみの委託業者を探すときは

- 事業系一般廃棄物の収集運搬 : 岡崎市ホームページ「一般廃棄物処理業者一覧」を参照
産業廃棄物の収集運搬及び処分 : 愛知県産業資源循環協会 ☎052-332-0346
古紙の処理(リサイクル) : 岡崎資源回収協同組合 ☎0564-83-6930

詳しい内容は岡崎市ホームページでご確認いただけます。



「ごみ処理手数料の
改定について」



「事業系ごみの
処理方法について」

- 問合せ先 (ごみ処理手数料の改定について) ごみ対策課 ☎0564-23-6723
(事業系ごみの処理方法について) 廃棄物対策課 ☎0564-23-6876
(ごみ処理施設への搬入について) 清掃施設課 ☎0564-27-7153